

議案第32号 小松島市少年武道場条例の一部を改正する条例について

小松島市少年武道場条例(昭和52年小松島市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(使用料)</p> <p>第3条 武道場の利用は、無料とする。ただし、夜間照明を使用する場合は、利用者から1時間までごとに<u>30円</u>の夜間照明使用料を徴収する。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第3条 武道場の利用は、無料とする。ただし、夜間照明を使用する場合は、利用者から1時間までごとに<u>50円</u>の夜間照明使用料を徴収する。</p>	<p>改正</p>